

新春のご挨拶



雇用環境・均等部長
木本 瞳子

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和8年の年頭に当たり、労働基準協会会員の皆様におかれましては、日頃から愛知労働局雇用環境・均等部の行政運営に多大なる御理解とご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

本年度、雇用環境・均等部では重点課題として「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援」、「多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組」に取り組んでおります。

まず、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援」についてです。

昨年10月18日より、愛知県の最低賃金は過去最大の63円引上げの時間額1,140円となっております。物価上昇を上回る持続的な賃上げの定着に向け、引き続き、賃上げしやすい環境整備に取り組んでまいりますが、なかでも、中小企業がニーズに沿った支援策を十分に活用できるよう、厚生労働省だけでなく中小企業庁等も含めた各種支援策の中から活用数の多い支援策をピックアップし、労務費の価格転嫁指針とあわせて紹介する愛知労働局版「賃上げ」支援助成金パッケージの周知・利用勧奨を行ってまいります。

また、持続的な賃上げの定着に向けて、本年2月に開催を予定している「地方版政労使会議」においては、関係機関と連携し、賃金引上げに向けた取組のほか、賃金引上げに向けた支援、価格転嫁に向けた取組などについて意見交換を行い、様々な課題の解消に向けた方策について認識の共有を図ってまいります。

非正規雇用労働者に待遇改善については、労働局の組織力を生かし、労働基準監督署と連携して同一労働同一賃金の遵守の徹底に取り組むとともに、ハローワークにおいても、人材不足が進む中、同一労働同一賃金に取り組んでおられる企業の求人へつながるよう、同一労働同一賃金の取組状況を求人票に記載いただくよう進めてまいります。また、愛知働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業）においても、同一労働同一賃金をはじめとする中小企業・小規模事業者の労働環境改善に向けた支援に取り組んでまいります。

「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」については、令和8年4月に施行される改正女性活躍推進法と令和8年10月に施行される改正労働施策総合推進法等に基づく政省令・指針等の内容の周知に努めてまいります。

改正女性活躍推進法は、令和8年3月31日までの时限立法でしたが、10年間延長されるとともに、これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務が拡大されます。また、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表が義務付けられます。女性活躍の更なる推進が企業や地域の活力となるよう、働きやすい職場環境の整備やアンコンシャスバイアスの解消などにお取り組みいただきますよう、よろしくお願ひします。

さらに、改正労働施策総合推進法では、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる就活セクハラ）を防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。企業規模にかかわらず各種ハラスメント防止対策が徹底されるよう働きかけを行ってまいります。

結びに、本年も様々な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより佳き年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。